

令和4年度
(2022年度)

福祉事務所の取り組み

＜所長の方針・考え方＞

- ① 福祉サービスを必要とする方や、必要であると判断される方に対して、あらゆる角度からもれなく個別に最適な支援をするとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮される方の自立支援の強化に取り組めます。
- ② 障害の有無に関わらず、また、世代を超えて誰もが健やかに生きがいを持って暮らせるまちづくりを進めるために、複雑化・複合化する生活課題を抱える人への支援体制を構築し、支援施策の充実や環境整備に取り組めます。

＜部の構成＞

健康福祉総合相談課
障害企画課
障害支援課
生活福祉課

＜主な担当事務＞

- (1) 健康福祉相談に関すること。
- (2) 障害者福祉に係る施策の企画、調整、実施に関すること。
- (3) 生活保護に関すること。

重点的な取り組み：コロナ禍における生活困窮者への支援

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、休業や失業等、様々な困難に直面した方が増加する中、生活困窮者自立支援制度等を通じて生活困窮者の自立支援に取り組めます。また、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の全ての対象者へ給付が行えるよう、対象者である可能性が高い方には、各種機会を捉えて個別通知を行う等、周知を図ります。加えて、収入が減少したことで、生活や住まいに不安を抱える方の相談件数は増加しており、その内容も多様化するなど、長期にわたる支援が求められているため、今後も関係機関及び庁内部局間の連携を強化しながら、生活に困窮する方への切れ目のない支援に努めます。

重点的な取り組み：手話に対する理解及び普及活動の推進

令和3年3月に制定した「手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例」の理念を踏まえるとともに、新しい生活様式に対応するため、スマートフォンやタブレット端末を用いた遠隔手話通訳サービスの利用促進に取り組めます。また、幅広い世代の方が手話による意思の疎通と相互理解を深めることができるよう、市公式動画サイトに、手話に関する動画を掲載し普及活動に努めます。

重点的な取り組み：グループホームへの支援

障害のある人の地域での生活拠点として、グループホームは重要な役割を担っています。重度の障害者であっても適切な支援を受け、地域で住み続けることができるよう支援策を検討していきます。

重点的な取り組み：医療的ケア児及びその家族に対する支援

令和３年度から実施している「医療的ケア児等通所支援事業」を通じて、医療的ケア児等の通所先の確保、支援の強化を図ってきたところです。令和３年９月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨を踏まえ、医療的ケア児及びその家族に対する更なる支援について検討を進めます。

重点的な取り組み：遺留金の処理

親族等の身寄りがない方の葬祭を市が行った場合で、葬祭費用等に充当した後もさらに残った遺留金については、令和２年１２月の生活保護法改正により、法務局に供託する方法（弁済供託制度）の活用が可能となったことから、現在保管している遺留金及び今後発生する遺留金については、法務局等と協議を行い、適切な処理に取り組みます。

重点的な取り組み：生活保護制度の適正運用

新型コロナウイルス感染症による影響により、生活保護の申請が増加しています。今後も生活困窮者の増加が想定されるため、支援関係機関と相互に連携を図り、生活保護が必要な方については、適切な支援を行っていきます。